

オンライン勉強会「選択的夫婦別姓訴訟・同性婚訴訟と今後の展開」を開催しました

2022年11月29日（火）15時から16時30分まで、寺原真希子弁護士を講師としてお迎えして、勉強会「選択的夫婦別姓訴訟・同性婚訴訟と今後の展開」を開催しました。全国の弁護士、大学教授等にご参加いただきました。

1 選択的夫婦別姓訴訟の現状と今後

第1次訴訟（立法不作為に基づく国家賠償請求訴訟）の最高裁判決（平成27（2015）年12月16日）を踏まえて提起した第2次訴訟では、①別氏婚姻届け受理申立てに対する最高裁決定（令和3（2021）年6月23日）及び②立法不作為に基づく国家賠償請求に対する最高裁決定（令和4（2022）年3月22日）はいずれも合憲との結論であったものの、③海外別氏婚の婚姻関係確認請求訴訟の東京地裁判決（令和3（2021）年4月21日・確定）により、日本において有効に成立している日本人同士の別氏婚の存在が明らかとなったことをご説明頂きました。

各判決・決定についてご説明頂きましたが、上記①の2021年最高裁決定では、立法事実の変化について、合憲意見は、「平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない」としたものの、補足意見では、「事情の変化いかんによっては、…立法裁量の範囲を超えて憲法24条に違反すると評価されることもあり得る」、違憲意見では「2015年最大判以降の事情の変化を考慮すると憲法24条違反となる」としたとのことです。

また、第1次、第2次訴訟で得られたものとして、「原告の主張→裁判所の判決・決定→研究者の批評→原告の主張…のサイクルを繰り返し、夫婦同氏制違憲説が多数説となったこと」等があるとのことでした。

2. 「結婚の自由をすべての人に」訴訟の現状と今後

同性間の婚姻を認めていない現在の法律は、憲法24条1項、14条1項等に反すると主張して各地で訴訟を提起されており、弁護団によっては憲法13条違反や24条2項違反も主張されているとのことです。同性婚訴訟ではなく、「結婚の自由をすべての人に」訴訟と呼ぶことについて、「同性婚」という特別な法制度の創設を求めるものではないこと、また、同性愛カップルだけではなく異性愛のカップルも法律上の性別が同性同士だと結婚できないこと等の理由によるとのことです。

札幌地裁判決（2021年3月17日）は、現行法は憲法14条1項が定める平等原則に違反するとの結論であり、審査基準として、性的指向は自らの意思にかかわらず決定される個人の性質であり、区別取り扱いが合理的根拠を有するか否かは、真にやむを得ない区別扱いであるか否かの観点から慎重にされなければならないとしています。他方で、大阪地裁判決（2022年6月20日）は、憲法24条1項2項、14条1項のいずれにも違反しないとの結論であり、婚姻制度の目的が自然生殖関係の保護にあるとした上で、同性カップルにどのような保護を与えるかは議論の途上にあり、民主的過程で解決すべきである等としています。

(なお、本勉強会の翌日の11月30日には東京地裁で、現行法は憲法24条2項に違反するという判決が出されています。)

また、寺原弁護士は、2019年当時はまだ世論があまり高まっていなかったため、公益社団法人Marriage For All Japanを設立し、訴訟のPR支援、国会議員への法改正の働きかけ、世論喚起等を行っているとの活動紹介もされました。

3. 両訴訟の共通点と位置付け

両訴訟の共通点は、①婚姻の本質・婚姻制度の目的が問われている、②「個人の尊厳」と「平等」が問われている、③マイノリティの人権侵害に対する裁判所の姿勢が問われている、④価値観の争いではなく、憲法論として判断すべき問題であること説明頂きました。

最後に、これらの問題における当事者は誰かという問題を投げかけられました。マジョリティがこれらの問題に無関心で差別を放置しているために、マイノリティが苦しむことになっており、そのような意味でマジョリティこそが当事者であるとも言えると述べられました。

本勉強会では、短時間で両訴訟の経過や判断内容の概要をまとめて知ることができ、また、差別を放置しているマジョリティこそが当事者であることのご指摘はとても考えさせられるものであり、大変有意義な勉強会でした。

第一次・第二次訴訟で得たもの



1. 共感と支援の輪の広がり
2. 原告の主張→裁判所の判決・決定→研究者の批評→原告の主張…のサイクルを繰り返し、夫婦同氏制違憲説が多数説へ
3. 将来の多数意見となる道筋として、合計10人の最高裁判官から違憲意見を獲得

公益社団法人東京法律事務所 事務局

両訴訟の共通点



- 婚姻の本質・婚姻制度の目的が問われている。
- 「個人の尊厳」と「平等」が問われている。
- マイノリティの人権侵害に対する裁判所の姿勢が問われている。
- 価値観の争いではなく、憲法論として判断すべき問題。

公益社団法人東京法律事務所 事務局